

がんばっています

環境行政における「公平・公正」な解決とは ～水質汚濁事故対応から学んだ行政の役割～

佐賀県武雄市まちづくり部生活環境課環境係長

はら こうじ
原 幸司



武雄市は、佐賀県の西部にある人口約4万6千人のまちで、2006年（平成18年）3月1日に旧武雄市・山内町・北方町の1市2町が合併し誕生しました。市域の大部分が山地で、佐賀県内を横断する松浦川と六角川の源流を持ち、武雄盆地内を武雄川・高橋川などの小流が六角川に注いでいます。市内には御船山、黒髪山などがあり、雄大な山々と豊かな自然に囲まれています。古くから温泉とやきものが有名な土地であり、巨木の里としても広く知られています。

交通の利便性に優れ、国道の分岐点や高速道路のインターチェンジを備えた交通の要衝であり、福岡市や佐世保市へは車で1時間圏内という好立地にあります。さらに、2022年9月の西九州新幹線の開業により、鉄道でも福岡（博多）まで約60分、長崎まで最速23分で結ばれ、「西九州のハブ都市」として歩んでいます。



御船山

そんな豊かな自然に恵まれた武雄市ですが、近年はさまざまな環境問題が発生しています。今回は、市内で発生した「水質汚濁事故」への対応とその経緯についてご紹介いたします。

事端は、市内事業所（以下、A事業所）に隣接する水路で油の浮遊が確認されたことでした。これを受け、当課及び河川事務所（国）が保有するオイルフェンスを即座に設置し、下流への拡散防止を図りました。

A事業所は業務で油を取り扱っていたものの、設備からの漏洩形跡はなく、油の成分も同社のものとは異なっていました。しかし、オイルフェンス設置後も油の流入が止まらず、近隣河川への流出が懸念される状況が続きました。そのため、河川事務所や保健福祉事務所（県）、地元消防署と対策協議を重ねつつ、A事業所との折衝を継続しました。

その後、A事業所の敷地内を掘削したところ、土中から油分を含んだ水が湧出しているのを発見。さらに調査を進めた結果、埋設されていたコンクリート管が特定されました。この管からの漏洩が確認されたことで、今回の事故の直接的な原因であると推測するに至りました。

なお、A事業所の土地・建物は他者から取得したものであり、同事業所もコンクリート管の存在は把握していませんでした。管の撤去は物理的に困難であったため、同事業所は管内の汚泥吸引、ポンプアップによる油水分離を行い、油分については処理を実施されました。A事業所の迅速な対応によって油の流出は止まり、事態は解決に向かったと胸をなでおろしましたが、

その後同事業所より市に対し、費用負担に関する要望書が提出されました。

その内容は、「本件は設置時期や目的、設置者すら不明なコンクリート管に起因するものであり、自社が対策費用を負担する正当性は低い。今回の対応はあくまで地域住民の不安解消を優先して実施したものであるため、市においても費用の一部を負担してほしい」という趣旨のものでした。

市としては、原因となった管が同事業所の敷地内に埋設されている以上、土地所有者である事業者が対応すべきものと判断していたため、この要望は予期せぬものでした。そのため要望書を受理後、顧問弁護士と協議を行い、以下の見解を記した回答書をA事業所へ交付しました。「当該コンクリート管は市が所有・管理する施設ではない。土地の定着物である本管は、土地所有権の移転に伴い現所有者であるA事業所に帰属したものと考えられる。同事業所は土地所有者として、本管を含めた敷地全体を適正に管理する義務を負っており、今回の対策工事はその義務の一環である。したがって、要した費用は所有者であるA事業所が負担すべきものである」これに対し、A事業所からは「法律上の理屈は理解できるが、多額の負担が生じている。全額とは言わないので相談に乗ってほしい」との再要望がありました。議論が感情的な側面へ移行したものの、市は相手方の心情に配慮を示しつつ、法的な原則に基づき妥当性を粘り強く説明しました。最終的には、A事業所側からも理解を得るに至りました。

以上が今回の事故の顛末となりますが、環境行政に携わる中では、今回のような公害や各種苦情に対応するため、正確な法令知識を備えておくことが不可欠です。相談者や原因者との対話において、最終的には法的な判断が求められ

るケースが多々あります。日頃から知識の習得に努めていますが、自身の勉強不足を痛感することも少なくありません。

また、法的な裏付けがある場合でも、相手方との対話は欠かせません。市職員としてコミュニケーション能力を高めることも、知識の習得と同様に重要です。たとえ法的な根拠に基づいた正論であっても、頭ごなしに押し付けてしまえば反感を買い、解決から遠のいてしまいます。まずは相手の主張に耳を傾け、市としての考えを丁寧に説明することで、円満な解決を図る努力が必要です。法的な主張はあくまで、対話を尽くした後の「最終的な裏付け」であると考えています。

困難な苦情対応に直面し、職員として苦慮する場面も多くあります。しかし、そうした時こそ一人で抱え込まず、上司や同僚と相談し、組織として対応することで道が開けることもあります。一人で思考を巡らせると固定観念に陥りがちですが、周囲の意見を仰ぐことで、新たな解決策が見えてくるものです。そのためにも、日頃から職場内でのコミュニケーションを深め、風通しの良い組織づくりに努めることが、より良い住民サービスや問題解決に繋がると確信しています。

今回のケースでは、A事業所と粘り強く協議を重ねた結果、最終的には市の判断をご理解いただき、要望を断念していただくことができました。同事業所の主張に共感できる点もありましたが、情に流されず、法的な観点に基づき毅然とした対応を貫いたことが、公平・公正な問題解決に繋がったと考えています。

この教訓を胸に、法を遵守する厳格さと、住民に寄り添う柔軟さを兼ね備えた市職員を目指し、これからも精進してまいります。